

この「研究レターHem21オピニオン」は当機構の幹部、シニアフェロー、政策研究プロジェクトリーダー、上級研究員等が研究活動や最近の社会の課題について語るコラム集です。

(「Hem21」は、ひょうご震災記念21世紀研究機構の英語表記であるHyogo Earthquake Memorial 21st Century Research Institute の略称です。)

発行：(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター ☎078-262-5713 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 (人と防災未来センター)



体罰が起きる家族への トラウマインフォームドケア

兵庫県こころのケアセンター 副センター長兼研究部長 亀岡 智美

わが国においても、2020(令和2)年4月に児童虐待防止法が改正され、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」ことが明記された(第14条第1項)。「子どもは叩いてしつけるもの」「自分も子どもの頃体罰を受けたがこれまで何も問題はない」という養育者や社会の声が優勢だった頃を思うと、大きな前進である。その一方で、身体的虐待は依然としてわが国においても大きな社会問題となっている。令和2年度の児童相談所での虐待相談のうち、約25%(約5万件)は身体的虐待についてのものであるし、身体的虐待による子どもの死亡事例が、センセーショナルに報道されることも珍しいことではなくなった。

身体的虐待が発覚した時に、まず子どもの安全確保を最優先に対応するというのが一般的である。この時に、加害側に立つ養育者は、どうしても「悪者」の役割を割り当てられることが多い。児童相談所が体罰をしないように指導しても一向にやめる気配がないどころか、「体罰のどこが悪い」という姿勢を強硬に示す養育者もいる。また、一貫性のない攻撃的態度が認められたり、子どもの行動を意図的で悪意のあるものとみなし、さらに体罰を激化させたりする養育者もいる。このような養育者の態度が、さらに「悪者」のイメージを強化してしまい、支援者が養育者に寄り添うことを難しくさせる場合もある。

しかし、体罰を用いる養育者自身も、さまざまな小児期の逆境的体験や被虐待歴を有していることが少なくないことは、よく知られている。そして、これら養育者の被虐待歴は、現在の子育てにおいてもさまざまな悪影響を及ぼすことがわかっている。たとえば、養育者の妊娠から産後の課題を調査したレビュー(Christie et al, 2018)では、被虐待歴のある養育者は、そうではない養育者と比べて、うつや不安、PTSDなどのメンタルヘルスの不調を抱えていることが多く、わが子との交流を否定的にとらえてしまうことが少なくないことが示されている。また、わが子が気難しいととらえる傾向があり、体罰に肯定的態度を示すことが多いことも報告されている。

さらに、これらの養育者が生き抜いてきた過酷な環境が、養

育者の物事のとらえ方(認知)を否定的に変化させてしまう場合もある。このような養育者は支援を受けることに乗り気ではなく、あるいは、積極的に拒否していることもある。「どうせまた私が悪いと言われて責められるにちがいない」とか「支援者の言うことを聞いたら、またひどい目にあうかもしれない」などと考えてしまうことがあるからである。

このような養育者とのように支援関係を構築していけばよいのだろうか?トラウマインフォームドケアでは、常にトラウマの存在を念頭に置いた支援が求められる。それでは、養育者が体験してきた子ども時代の被虐待歴を聴取し、そのつらさに寄り添えばよいのだろうか?でも、それは養育者のニーズに合致しているのだろうか?子どものことをさておき、先に養育者のこれまでの生育歴を聴取しようとする、「私が親として失格だと言われた」「わが子が言うことを聞かないことが問題なのに、周囲の人は全く私の苦労をわかってくれない」など、養育者の否定的な認知をさらに強化してしまうことになりかねない。

最近、わが国に紹介された「親子複合型認知行動療法」では、養育者が体罰や強圧的なしつけに走ってしまう際の、養育者としてのストレスを丁寧に聴取し、養育者の気持ちに共感することに主眼を置いている。そして、「自分も体罰を受けたけれど問題がない」のではなく、「問題が見えないだけ」だったことを共有していくのである。このような作業を通して、養育者の共感性を高めることが、体罰の再発を抑制すると考えられているのである。

亀岡 智美 氏

Profile

和歌山県立医科大学卒業
子どものこころ専門医
大阪教育大学客員教授
兵庫県こころのケアセンター 副センター長兼研究部長